

# 7月7日(火) 国相手の大飯原発止めよう裁判(大阪地裁)

7日に結審し、早期に判決を出すよう求めます

裁判の傍聴にご参加を

■国は地震規模の「ばらつき」と地震動評価の「不確かさ」の考慮を意図的に混同

\*原告はこれを徹底批判する書面を提出

★14:30に傍聴券の抽選があります。この時間までに大阪高裁玄関前に集合

○15:00 第34回法廷 大阪地裁 202号

(法廷の前に進行協議。弁護団等が参加)

○法廷終了後に報告・交流会：A P 大阪淀屋橋 3階G室

(☆場所が変更になりました)

大阪市中央区北浜 3-2-25 京阪淀屋橋ビル

原告は6月2日、最大の争点となっている、地震規模に関する「経験式が有するばらつきの考慮」の問題について、国の主張に反論する準備書面(37)等を提出しました。

前々回1月の期日の進行協議で、裁判所は「ばらつきの考慮」に関し、少なくとも標準偏差を加えて算出した地震動に対し、大飯原発は設置許可基準規則に適合するか(大飯原発の安全性は保たれるか)示すべきではないかと国に対して指摘しました。これを受け、国は4月24日に第33準備書面を提出。ところが、同書面で国は、「ばらつき」と「不確かさ」を意図的に混同し、これらを重畳して考慮する必要はないと主張。「ばらつき」を考慮した場合の試算では「不確かさ」を一切考慮せず、現行基準地震動を下回るなどと主張しています。

原告準備書面(37)では、この主張が明らかに誤っていることを、「ばらつき」と「不確かさ」を明確に区別する地震動審査ガイドの規定に即して具体的に示しました。さらに今回原告は、共同代表の小山さんの陳述書を提出。国の今回の書面の批判も含め、入倉・三宅式、「ばらつき」無視、推本レシピの問題点等を明らかにし、現行基準地震動が著しく過小評価であることを示しました。

これらの書面提出により、原告は一通りの主張を終え、早期判決を求めます。7月7日の法廷で結審とし、年度内に早期に判決を出すよう求めます。

法廷終了後、報告・交流会を行います。報告・交流会では、法廷前に行われる進行協議の報告、原告準備書面や陳述書の内容の解説、今後についての議論、取組の交流等を行う予定です。

ぜひご参加下さい。新型コロナウイルス感染防止のため、体調のすぐれない場合は無理なさらないで下さい。マスクの着用にご協力ください。報告・交流会の会場には手指消毒液を準備します。

おおい原発止めよう裁判の会事務局 連絡先：美浜の会 気付

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581

2020.6.27